茨城工業高等専門学校物品管理事務取扱規則

「昭和61年11月1日) (制 定)

- 第1条 茨城工業高等専門学校における物品の管理に関する事務の取扱いについては、独立行政法人 国立高等専門学校機構物品管理規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定 めるところによるものとする。
- 第2条 校長は、規則第6条第2項の規定により、その所属の職員に管理する物品の管理に関する事務 を別表第1に定めるとおり委任し、代理させるものとする。
- 第3条 物品管理役は、規則第6条第3項の規定により、その所属の職員に管理する物品の出納及び保管に関する事務を別表第2に定めるとおり委任し、代理させるものとする。
- 第4条 物品管理役は、規則第6条第4項の規定によりその所属の職員に管理する物品の供用に関する 事務を別表第3に定めるとおり委任し、代理させるものとする。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和元年11月13日から施行する。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

物品管理役、代理物品管理役の委任

物品管理役とする職名	代理物品管理役とする職名	事務の範囲
総 務 課 長	課長補佐 (財務担当)	茨城工業高等専門学校に属する物品の管理に関する事務

別表第2

物品出納役、代理物品出納役の委任

物品出納役とする職名	代理物品出納役とする職名	事務の範囲
用度係長	財務係長	茨城工業高等専門学校に属する物品の出納・保管に関する事 務

別表第3

物品供用役、代理物品供用役の委任

物品供用役として指 する職名	代理物品供用役とする職 名	事務の範囲
用 度 係 長	財務係長	総務課に属する物品の供 に関する事務
学 生 課 長	教 務 係 長	学生課(図書を除く)に属する物品の供用に関する事務
図書・情報係長	学 生 課 長	図書の供用に関する事務
一般教養部長	物品供用官の職務にある 者と同等の職務にある者 のうち、物品管理官が適当 と認めるもの	一般教養部に属する物品の供用に関する事務
専門共通教育部長	II.	専門共通教育部に属する物品の共用に関する事務
機械・制御系長	11	機械・制御系に属する物品の供用に関する事務
電気・電子系長	II.	電気・電子系に属する物品の供用に関する事務
情報系長	II.	情報系に属する物品の供用に関する事務
化学・生物・環境系長	II.	化学・生物・環境系に属する物品の供用に関する事務
副校長(専攻科長)	IJ	専攻科に属する物品の供用に関する事務
グローバル教育センター 長	II	グローバル教育センターに属する物品の供用に関する事務
学生健康センター長	II.	学生健康センターに属する物品の供用に関する事務
学術総合情報センター長	IJ	学術総合情報センター (図書館を除く) に属する物品の供用 に関する事務
地域共同テクノセンター長	II.	地域共同テクノセンターに属する物品の供用に関する事務

技術教育支援センター長	II.	実習工場に属する物品の供用に関する事務
男女共同参画推進センタ 一長	n	男女共同参画推進センターに属する物品の供用に関する事務
広報室長	II.	広報室に属する物品の供用に関する事務